

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目14番5号
日新商事株式会社
代表取締役社長 阿部 泰弘

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成21年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝浦一丁目3番10号
チサンホテル浜松町 2階 「ふじ」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第65期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び会計監査人並びに監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nissin-shoji.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付資料)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第2四半期連結累計期間までは原油をはじめとする原材料価格の高騰、第3四半期連結会計期間以降は米国の金融不安に端を発した世界的な不況により、企業収益や雇用情勢が悪化するなど、大変厳しい経済情勢となりました。

当石油販売業界におきましては、第2四半期連結累計期間までの石油製品価格の高騰や、その後の景気低迷などにより、需要が減退いたしました。また、第3四半期連結会計期間以降の原油価格の急落や石油元売各社の仕切価格体系の変更に伴い、末端市況は混乱いたしました。

このような状況下、当連結会計年度の当社グループ連結売上高は、732億13百万円、前期比9.4%の減収となりました。また、石油元売会社の仕切価格体系の変更や経費の節減効果もあり、営業利益は5億34百万円、前期比11.0%の増益となりましたが、投資有価証券評価損などが発生したため、経常利益は6億58百万円、前期比6.2%の減益となりました。当期純利益につきましては、SS（サービスステーション）改装に伴う固定資産除却損や固定資産の減損損失などを計上したため、2億72百万円、前期比43.7%の減益（前連結会計年度は持分法適用関連会社の株式譲渡に伴う特別利益を計上したことなどにより4億84百万円の利益）となりました。

事業別及び部門別の状況は次のとおりであります。

<石油関連事業>

(直営部門)

直営部門は、顧客ニーズにこたえるため既存の3SSをセルフSSに改装いたしました。また、神奈川県横浜市金沢区の北富岡SSを太陽光発電装置を備えた災害対応型セルフSSに全面改装したうえで、カーコンビニ倶楽部株式会社とフランチャイズ契約を結び、軽钣金修理の受付ができる設備を併設するなど他社SSと差別化を図りました。

しかし、低燃費車の普及や景気低迷による消費者の買い控えなどにより、販売数量は減少いたしました。また、第3四半期連結会計期間以降において、石油製品価格が急落したため、売上高は266億76百万円、前期比10.3%の減収となりました。

なお、当社グループSS数は、今後収益の見込めないSSを3SS閉鎖したため、60SSとなりました。

(卸部門)

卸部門は、新規販売店を1SS獲得するなど積極的な営業活動を展開いたしました。しかし、景気低迷による消費者の買い控えや販売店のSS閉鎖に伴い、販売数量は減少いたしました。また、末端市況の大幅な変動により、同業他社との競争が激化し、非常に厳しい販売環境となりました。その結果、売上高は144億13百万円、前期比11.5%の減収となりました。

なお、販売店SS数は、新規販売店が1SS増加いたしました。しかし、設備の老朽化や後継者不在などにより6SS閉鎖したため、106SSとなりました。

(直需部門)

直需部門は、燃料油、潤滑油の営業活動を強化いたしました。しかし、第2四半期連結累計期間までの石油製品価格の高騰や第3四半期連結会計期間以降の工場稼働率低下に伴う石油製品需要の低迷などにより、販売数量は減少いたしました。また、第3四半期連結会計期間以降の石油製品価格も急落した結果、売上高は238億44百万円、前期比6.0%の減収となりました。

(産業資材部門)

産業資材部門は、石油化学製品だけでなく飲料などの製品販売を強化いたしました。第3四半期連結会計期間以降の景気低迷に起因した工場稼働率低下に伴う石油化学製品需要の低迷などにより、販売数量は減少いたしました。その結果、売上高は46億85百万円、前期比13.3%の減収となりました。

(その他部門)

その他部門は、液化石油ガス関係において、第3四半期連結会計期間以降の石油製品価格の急落に伴い、売上高は23億21百万円、前期比14.1%の減収となりました。

<外食事業>

外食事業は、ケンタッキーフライドチキン店において、既存店の改装やテイクアウト販売促進の強化などにより堅調に推移いたしました。しかし、タリーズコーヒー店におきましては、店舗立地状況の変化や景気低迷に起因する消費の落ち込みなどにより、非常に厳しい収益環境となりました。その結果、売上高は7億76百万円、前期比5.4%の減収となりました。

<不動産事業>

不動産事業は、新規投資として平成20年6月に東京都目黒区に賃貸マンション1棟を取得し、賃貸料収入の増加を更に図りました。また、既存物件に付加価値をつけ加え、稼働率を向上したことなどにより、売上高は4億97百万円、前期比6.5%の増収となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、9億47百万円であります。

その主なものは、東京都目黒区の土地及び賃貸マンションの購入費4億59百万円、神奈川県横浜市金沢区の北富岡SSの太陽光発電装置を備えた災害対応型セルフSSへの全面改装工事費1億84百万円及び兵庫県神戸市西区のドクタードライブ第二神明大久保インターSSのセルフSSへの改造工事費91百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、無担保社債を合計2回、総額3億円を発行いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 62 期 (平成18年3月期)	第 63 期 (平成19年3月期)	第 64 期 (平成20年3月期)	第 65 期 (当連結会計年度) (平成21年3月期)
売 上 高	百万円 80,325	百万円 81,193	百万円 80,787	百万円 73,213
経 常 利 益	902	581	702	658
当期純利益または 当期純損失(△)	△291	304	484	272
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△43円52銭	41円65銭	66円78銭	38円60銭
総 資 産	百万円 29,227	百万円 28,077	百万円 26,564	百万円 22,388
純 資 産	17,571	17,226	16,484	15,734
1株当たり純資産額	2,348円57銭	2,373円52銭	2,271円32銭	2,339円12銭

(注) 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日新瓦斯株式会社	百万円 30	% 100	液化石油ガスの販売、卸売
協進石油株式会社	50	100	石油製品の販売
中京日新株式会社	30	100	石油製品の販売
NISSIN SHOJI SIN- GAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	万シンガポールドル 90	100	石油化学製品の販売
日新レジン株式会社	百万円 30	100	石油化学製品の製造、販売
NISTRAD (M) SDN. BHD. (マレーシア)	万リンギット 130	100	石油製品、石油化学製品の販売

(注) 1. 東北日新株式会社は、平成20年12月26日付をもって、清算結了いたしました。
2. 関東日新株式会社は、平成21年3月26日付をもって、清算結了いたしました。
3. 中京日新株式会社は、平成21年3月31日付をもって解散し、清算手続き中であります。

② その他重要な親会社等の状況

新日本石油株式会社は当社の議決権の16.9%を所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

① 石油販売事業の強化

既存事業の強化として、同業他社の営業権獲得などにより、競争力のあるSSを取得するとともに、将来性のないSSを閉鎖し、より効率的な直営SS網を構築いたします。

② 省エネルギー及び新エネルギー関連商品の展開

石油を含むエネルギーを取り巻く環境は大きく変化しております。特に地球温暖化問題などにおいて、CO2削減は必須条件であり、省エネルギー、新エネルギー商品の販売を展開してまいります。

③ 外食事業と不動産事業の充実

国内の石油製品需要の減退が予想されるため、石油関連事業以外の外食事業及び不動産事業を強化してまいります。外食事業につきましては、市場環境を見極め、着実に新規出店を実施しながら、新たな事業展開を模索いたします。不動産事業につきましては、安定的な収益源として、賃貸事業に特化した事業形態を維持し、新規物件を継続的に取得し収益拡大を図ってまいります。

④ コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、内部統制システムを構築するとともに、コンプライアンス委員会を設立し、コンプライアンス体制を確立しております。また、リスクを想定した各種規程を整備し、リスクマネジメントを実施してまいります。

⑤ 環境への配慮

当社グループは、環境に配慮した企業経営を行うために、ISO14001認証を取得しております。これにより環境に配慮した企業運営を実施してまいります。

以上の重点施策に取組み、当社グループ全体が一丸となって業績の拡大とより強固な収益基盤の構築を目指し、鋭意努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社6社及び関連会社1社により構成されております。事業内容は、主に新日本石油株式会社グループより石油関連製品の供給を受け、石油関連製品の製造、販売、卸売等を行う石油関連事業、フランチャイズ加盟による店舗運営を行う外食事業、また当社グループ所有の不動産及び新規取得不動産を賃貸して行う不動産事業であります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

日新商事株式会社	本 社	東京都港区芝浦一丁目14番5号
	支 店	東京、横浜、大阪、名古屋、仙台
	S S	永代橋SS（東京都）他50SS
	店 舗	タリーズコーヒー（東京都）他6店舗 ケンタッキーフライドチキン （神奈川県）他2店舗
日新瓦斯株式会社（子会社）	本 社	東京都港区
	営業所	神奈川県 他1営業所
	事業所	神奈川県
協進石油株式会社（子会社）	本 社	東京都港区
	S S	三田SS（東京都）他3SS
中京日新株式会社（子会社）	本 社	愛知県名古屋市
	S S	鹿山SS（愛知県）他4SS
NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.（子会社）	本 社	シンガポール
日新レジン株式会社（子会社）	本社、工場	神奈川県横浜市
NISTRAD (M) SDN. BHD.（子会社）	本 社	マレーシア

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
412 (170) 名	6 (△14) 名減

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
339 (144) 名	9 (△13) 名減	35.6歳	12.8年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	360百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	320
株式会社三井住友銀行	190
株式会社新生銀行	130
株式会社りそな銀行	100
株式会社横浜銀行	25

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,400,000株
- ② 発行済株式の総数 7,600,000株
- ③ 株主数 3,651名
- ④ 大株主の状況（上位7名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
新 日 本 石 油 株 式 会 社	1,140千株	16.9%
株 式 会 社 日 新	820	12.2
東 電 不 動 産 株 式 会 社	400	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	349	5.2
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250	3.7
筒 井 博 昭	205	3.1
筒 井 健 司	164	2.4

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社持株数349,000株は特定金銭信託分であります。
2. 出資比率は自己株式(873,338株)を控除して計算しております。
3. 発行済株式総数の10分の1以上の株式を保有する株主を含め、大株主上位7名を記載しております。
4. 当社は自己株式873,338株を所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）

・平成17年6月29日開催の第61回定時株主総会による新株予約権

- ① 発行した新株予約権の数
238個（新株予約権1個につき1,000株）
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式217,000株
- ③ 新株予約権の発行価額
無償
- ④ 新株予約権の行使に際し払い込みをなすべき金額
1株当たり912円
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
平成19年7月1日から平成22年6月30日まで
- ⑥ 新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、その地位を喪失した場合においても、権利を行使することができる。ただし、取締役、監査役の任期満了以外の事由により退任した場合はこの限りではない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続はできないものとする。
- ハ. 新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
- ニ. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

⑦ 新株予約権の消却事由及び消却条件

- イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案及び株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消却することができる。
- ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、⑥イ、ロ及びニに規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	20個	20,000株	7名
監査役	7	7,000	3

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	阿 部 泰 弘	
代表取締役副社長	筒 井 博 昭	管理本部長
常務取締役	田名部 陽 介	エネルギー本部長
取 締 役	磯 部 史 雄	ニュービジネス本部長兼新規事業部長
取 締 役	折 本 邦 夫	販売部長
取 締 役	三 浦 満 男	東京支店長
取 締 役	本 間 一 郎	経理部長
常勤監査役	城 田 茂 雄	
監 査 役	三 田 福 太 郎	
監 査 役	池 上 悦 次	池上悦次税理士事務所長
監 査 役	五 反 文 雄	

- (注) 1. 監査役池上悦次、五反文雄の両氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
 監査役池上悦次氏は、パラマウントベッド株式会社、矢崎総業株式会社及び株式会社富士サービスの社外監査役を兼務しております。
3. 監査役池上悦次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	7名	110百万円
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	26 (6)
合計	11	136

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第62回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第62回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与22百万円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役池上悦次氏は、パラマウントベッド株式会社、矢崎総業株式会社及び株式会社富士サービスの社外監査役であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
社外監査役 池上悦次	当事業年度に開催された取締役会19回のうち11回に出席し、また監査役会13回のうち10回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役 五反文雄	当事業年度に開催された取締役会19回のうち11回に出席し、また監査役会13回のうち11回に出席いたしました。主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,280

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり、監査法人トーマツよりコンサルティングを受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動規範としてのコンプライアンスマニュアルを制定し、役員及び従業員等が法令順守の精神を理解し、行動することにより公正で透明な企業風土を確立する。また、公益通報に関する規程の運用による不正行為の早期発見、定期的実施する会社業務の実施状況についての内部監査を通じて、会社諸規程の適正、妥当性を検証する。さらに、市民社会の秩序や安全に対し脅威を与える反社会的勢力について、取引等一切の関係を断絶するとともに、名目の如何を問わず、不当要求行為に対しては所轄官庁や弁護士等と緊密に連携をとり、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

別途定める文書管理規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時閲覧可能とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係る種々のリスクを想定した各種業務規程を整備し、適正な基準に基づき管理、対応する。個人情報保護、事故、災害等のリスクについては、別途規程、マニュアルを定め、また、公益通報制度を設けてリスクの低減を目指す。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会が取締役の業務を監督し、迅速な業務執行を可能とするための常務会及び取締役、監査役、業務の責任者である執行役員が参加する役員協議会にて、現状報告と情報の共有化を図る。また、取締役の職務の執行が円滑に機能するための事務局を取締役会は総務部、常務会、役員協議会は経営企画室とする。

⑤ 当該株式会社及びその親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を整備するとともに、企業集団としての行動指針、コンプライアンスや情報セキュリティなど理念の統一を保ち、また、当社の取締役または業務責任者が各子会社の取締役あるいは監査役を兼任するなどして、業務情報を把握する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が十分に職務を遂行できるよう、内部監査部門が監査役会の職務の補助を兼務する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査部門の使用人の任命、異動、処遇については監査役会と事前協議する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
常勤監査役は取締役会のほか、役員協議会等重要な会議に出席し、また稟議書等の重要書類を閲覧する。必要に応じ取締役、執行役員、その他使用人から業務の執行の状況を聴取する。また、内部監査部門から、会社の業務の実施状況についての内部監査、コンプライアンス状況、公益通報等の状況についての報告を受ける。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び重要な使用人とのヒアリングを行う。また、会計監査人、顧問弁護士、税理士との連携を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法をはじめ関係法令等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社的な内部統制プロセス及び各業務プロセスの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めるとともに、定期的、継続的に評価、改善を実施する。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定的、継続的かつ業績に連動した利益配当を行うとともに、企業体質の強化充実と、今後の長期的事業展開に必要な内部留保を確保することを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び会社を取り巻く経済環境等を勘案し、1株につき9円とさせていただきます。すでに、平成20年12月5日に実施済みの中間配当金1株当たり9円と合わせまして、年間配当金は1株当たり18円となります。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,958,704	流 動 負 債	3,558,345
現金及び預金	3,519,554	支払手形及び買掛金	1,158,150
受取手形及び売掛金	6,620,870	短期借入金	765,000
有価証券	32,651	未払金	682,053
商品及び製品	528,989	未払法人税等	128,117
繰延税金資産	144,803	賞与引当金	266,252
その他	136,829	役員賞与引当金	26,032
貸倒引当金	△24,993	その他	532,739
固 定 資 産	11,429,310	固 定 負 債	3,095,210
有 形 固 定 資 産	7,410,364	社 債	860,000
建物及び構築物	2,779,152	長期借入金	360,000
機械装置及び運搬具	256,813	退職給付引当金	972,014
土地	4,272,926	役員退職慰労引当金	62,414
その他	101,471	その他	840,782
無 形 固 定 資 産	153,228	負 債 合 計	6,653,556
投資その他の資産	3,865,718	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,306,542	株 主 資 本	15,505,323
関係会社株式	734,748	資 本 金	3,624,000
長期貸付金	27,042	資 本 剰 余 金	3,280,507
繰延税金資産	89,344	利 益 剰 余 金	9,244,135
その他	780,760	自 己 株 式	△643,318
貸倒引当金	△72,719	評価・換算差額等	229,135
		その他有価証券評価差額金	250,093
		為替換算調整勘定	△20,958
資 産 合 計	22,388,015	純 資 産 合 計	15,734,459
		負 債 純 資 産 合 計	22,388,015

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

売上高		73,213,940
売上原価		66,314,570
売上総利益		6,899,370
販売費及び一般管理費		6,365,123
営業利益		534,247
営業外収益		
受取利息	8,227	
受取配当金	91,408	
仕入割引	94,136	
軽油引取税納税報奨金	50,544	
その他営業外収益	33,550	277,867
営業外費用		
支払利息	51,057	
社債発行費	6,476	
売上割引	4,727	
投資有価証券評価損	48,225	
貸倒引当金繰入額	13,240	
為替差損	17,075	
その他営業外費用	12,805	153,607
経常利益		658,507
特別利益		
貸倒引当金戻入益	18,472	
固定資産売却益	2,026	
国庫補助金収入	22,249	
その他特別利益	210	42,958
特別損失		
固定資産売却損	849	
固定資産除却損	42,588	
減損損失	84,708	
臨時償却費	4,119	
投資有価証券評価損	3,008	
その他特別損失	1,185	136,460
税金等調整前当期純利益		565,005
法人税、住民税及び事業税	282,727	
法人税等調整額	9,556	292,284
当期純利益		272,721

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	3,624,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	3,624,000
資本剰余金	
前期末残高	3,280,507
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	3,280,507
利益剰余金	
前期末残高	9,109,309
当期変動額	
剰余金の配当	△137,895
当期純利益	272,721
当期変動額合計	134,825
当期末残高	9,244,135
自己株式	
前期末残高	△282,213
当期変動額	
自己株式の取得	△361,105
当期変動額合計	△361,105
当期末残高	△643,318
株主資本合計	
前期末残高	15,731,603
当期変動額	
剰余金の配当	△137,895
当期純利益	272,721
自己株式の取得	△361,105
当期変動額合計	△226,279
当期末残高	15,505,323

(単位：千円)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	753,036
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△502,943</u>
当期変動額合計	<u>△502,943</u>
当期末残高	<u>250,093</u>
為替換算調整勘定	
前期末残高	△132
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△20,825</u>
当期変動額合計	<u>△20,825</u>
当期末残高	<u>△20,958</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	752,904
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△523,768</u>
当期変動額合計	<u>△523,768</u>
当期末残高	<u>229,135</u>
純資産合計	
前期末残高	16,484,507
当期変動額	
剰余金の配当	△137,895
当期純利益	272,721
自己株式の取得	△361,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△523,768</u>
当期変動額合計	<u>△750,048</u>
当期末残高	<u>15,734,459</u>

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

① 連結子会社の数

6社

日新瓦斯株式会社

協進石油株式会社

中京日新株式会社

NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.

日新レジン株式会社

NISTRADÉ (M) SDN. BHD.

② 東北日新株式会社は、平成20年12月26日付をもって、清算結了いたしました。

関東日新株式会社は、平成21年3月26日付をもって、清算結了いたしました。

中京日新株式会社は、平成21年3月31日付で解散し、清算手続中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社

1社

関連会社日新興産株式会社については連結純損益及び利益剰余金等に重要な影響を及ぼさないので、当該会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 及びNISTRADÉ (M) SDN. BHD. を除いて連結決算日と一致しております。NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 及びNISTRADÉ (M) SDN. BHD. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

ア. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

ア. メーター商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

イ. その他の商品

主に先入先出法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法、ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～47年
機械装置及び運搬具	2～8年
その他	2～10年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することとしております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対し翌連結会計年度に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均

残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度末では年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過している状態のため、当該超過額を前払年金費用(218,574千円)として投資その他の資産の「その他」に計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく制度廃止時(平成17年6月末)の支給予定額を計上しております。

なお、「役員退職慰労引当金」は制度適用期間中から在任している役員に対する支給予定額であります。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

支払時に全額費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。ただし、当連結会計年度は評価差額は発生しておりません。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」

(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これによる当連結会計年度の損益へ与える影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準の変更

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計

基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理にすることとしております。

これによる当連結会計年度の損益へ与える影響はありません。

(3) 表示方法の変更

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用になることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」として区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 担保提供資産

建物及び構築物	112,809千円
土地	844,464千円
投資有価証券	556,876千円
関係会社株式	423,690千円
計	1,937,839千円

(2) 上記に対応する債務

支払手形及び買掛金	240,843千円
短期借入金	540,000千円
長期借入金	360,000千円
計	1,140,843千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,207,000千円

3. 保証債務

従業員に対する保証

借入金(受託資金銀行提携ローン)に対する保証 1,909千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 7,600,000株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 873,338株
3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	72,576	10.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	65,318	9.00	平成20年9月30日	平成20年12月5日
計		137,895			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

平成21年5月15日開催の取締役会決議による剰余金の配当

- ① 配当金の総額 60,539千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 9円00銭
- ④ 基準日 平成21年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成21年6月9日

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

平成17年6月29日定時株主総会決議ストックオプション

- ① 目的となる株式の種類 普通株式
- ② 目的となる株式の数 217,000株
- ③ 新株予約権の残高 ー株

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,339円12銭
2. 1株当たり当期純利益 38円60銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	9,943,887	流動負債	3,223,435
現金及び預金	3,050,597	支払手形	149,662
受取手形	810,538	買掛金	799,361
売掛金	5,464,619	短期借入金	520,000
有価証券	32,651	1年以内返済予定の長期借入金	120,000
商用品	357,465	1年以内償還予定の社債	380,000
前払費用	80,345	未払金	610,019
繰延税金資産	135,784	未払費用	50,290
未収入金	10,310	未払法人税等	111,756
その他	30,575	未払消費税等	12,899
貸倒引当金	△29,000	前受金	23,349
固定資産	11,215,161	預り金	167,544
有形固定資産	7,179,762	賞与引当金	230,000
建物	2,590,353	役員賞与引当金	22,550
構築物	123,872	関係会社清算損失引当金	5,000
機械及び装置	207,140	その他	21,002
車輜運搬具	20,308	固定負債	3,027,107
工具器具備品	97,733	社債	860,000
土地	4,140,353	長期借入金	360,000
無形固定資産	147,468	退職給付引当金	901,936
借地権	105,504	役員退職慰労引当金	54,556
ソフトウェア	17,041	預り保証金	827,592
電話加入権	24,922	その他	23,021
投資その他の資産	3,887,930	負債合計	6,250,543
投資有価証券	2,265,596	純資産の部	
関係会社株式	920,437	株主資本	14,656,649
出資金	6,846	資本金	3,624,000
従業員長期貸付金	23,272	資本剰余金	3,280,507
関係会社長期貸付金	30,000	資本準備金	3,277,952
長期滞留債権	100,588	その他資本剰余金	2,554
長期前払費用	18,335	利益剰余金	8,395,461
前払年金費用	218,574	利益準備金	577,658
繰延税金資産	78,908	その他利益剰余金	7,817,803
差入保証金	257,530	固定資産圧縮積立金	300,980
会員権	81,766	別途積立金	6,755,000
その他	694	繰越利益剰余金	761,822
貸倒引当金	△114,620	自己株式	△643,318
資産合計	21,159,049	評価・換算差額等	251,856
		その他有価証券評価差額金	251,856
		純資産合計	14,908,506
		負債純資産合計	21,159,049

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

売 上 高		67,837,424
売 上 原 価		61,860,900
売 上 総 利 益		5,976,523
販売費及び一般管理費		5,457,571
営 業 利 益		518,952
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,504	
受 取 配 当 金	105,517	
仕 入 割 引	93,255	
軽油引取税納税報奨金	50,544	
その他営業外収益	23,942	276,764
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34,226	
社 債 利 息	16,117	
社 債 発 行 費	6,476	
売 上 割 引	7,769	
投資有価証券評価損	48,225	
貸倒引当金繰入額	13,240	
その他営業外費用	10,079	136,135
経 常 利 益		659,581
特 別 利 益		
貸倒引当金戻入益	21,182	
固定資産売却益	513	
国庫補助金収入	22,249	
その他特別利益	300	44,246
特 別 損 失		
固定資産売却損	849	
固定資産除却損	42,032	
減 損 損 失	73,291	
臨時償却費	4,119	
投資有価証券評価損	3,008	
関係会社株式評価損	22,000	
関係会社清算損失引当金繰入額	5,000	
その他特別損失	1,185	151,486
税引前当期純利益		552,341
法人税、住民税及び事業税	254,963	
法人税等調整額	34,610	289,573
当 期 純 利 益		262,767

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本	
資本金	
前期末残高	3,624,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	3,624,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	3,277,952
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	3,277,952
その他資本剰余金	
前期末残高	2,554
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	2,554
資本剰余金合計	
前期末残高	3,280,507
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	3,280,507
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	577,658
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	577,658
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	295,668
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の積立	13,196
固定資産圧縮積立金の取崩	△7,884
当期変動額合計	5,311
当期末残高	300,980
別途積立金	
前期末残高	6,755,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	6,755,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	642,262
当期変動額	
剰余金の配当	△137,895
固定資産圧縮積立金の積立	△13,196
固定資産圧縮積立金の取崩	7,884
当期純利益	262,767
当期変動額合計	119,560
当期末残高	761,822
利益剰余金合計	
前期末残高	8,270,589
当期変動額	
剰余金の配当	△137,895
当期純利益	262,767
当期変動額合計	124,872
当期末残高	8,395,461

(単位：千円)

自己株式	
前期末残高	△282,213
当期変動額	
自己株式の取得	△361,105
当期変動額合計	△361,105
当期末残高	△643,318
株主資本合計	
前期末残高	14,892,883
当期変動額	
剰余金の配当	△137,895
当期純利益	262,767
自己株式の取得	△361,105
当期変動額合計	△236,233
当期末残高	14,656,649
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	750,327
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△498,471
当期変動額合計	△498,471
当期末残高	251,856
評価・換算差額等合計	
前期末残高	750,327
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△498,471
当期変動額合計	△498,471
当期末残高	251,856
純資産合計	
前期末残高	15,643,211
当期変動額	
剰余金の配当	△137,895
当期純利益	262,767
自己株式の取得	△361,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△498,471
当期変動額合計	△734,705
当期末残高	14,908,506

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① メーター商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② その他の商品

先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法、ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～47年
構築物	10～15年
機械及び装置	2～8年
車輛運搬具	2～6年
工具器具備品	2～10年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することとしております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対し翌事業年度に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 関係会社清算損失引当金 関係会社の清算に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、損失見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
- なお、当事業年度末では年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過している状態のため、当該超過額を「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく制度廃止時（平成17年6月末）の支給予定額を計上しております。
- なお、「役員退職慰労引当金」は、制度適用期間中から在任している役員に対する支給予定額であります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費 支払時に全額費用処理しております。
- (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (3) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これによる当事業年度の損益へ与える影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準の変更

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理にすることとしております。

これによる当事業年度の損益へ与える影響はありません。

(3) 表示方法の変更

前事業年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払年金費用」（前事業年度131,841千円）は、当事業年度において総資産の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 担保提供資産

建物	112,809千円
土地	844,464千円
投資有価証券	556,876千円
関係会社株式	423,690千円
計	1,937,839千円

(2) 上記に対応する債務	
買掛金	240,843千円
短期借入金	420,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	120,000千円
長期借入金	360,000千円
計	1,140,843千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	4,084,898千円
3. 保証債務	
(1) 関係会社に対する保証	
① 借入金に対する保証	
日新レジン株式会社	25,000千円
② 営業取引に対する保証	
日新瓦斯株式会社	91,670千円
NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	21,874千円
(2) 従業員に対する保証	
借入金（受託資金銀行提携ローン）に対する保証	1,909千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 短期金銭債権	349,004千円
(2) 長期金銭債権	73,719千円
(3) 短期金銭債務	398,409千円
(4) 長期金銭債務	50,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引高	
営業取引による取引高	
売上高	3,328,225千円
仕入高	53,507,932千円
その他の営業取引高	429,910千円
営業取引以外の取引高	149,306千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	873,338株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

賞与引当金損金不算入額	93,587千円
減価償却損金算入限度超過額	58,678千円
減損損失損金不算入額	269,194千円
投資有価証券評価損損金不算入額	116,200千円
ゴルフ会員権評価損損金不算入額	30,428千円
退職給付引当金損金不算入額	278,060千円
役員退職慰労引当金損金不算入額	22,199千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	44,014千円
関係会社清算損失引当金損金不算入額	2,034千円
その他	78,311千円
<hr/>	
繰延税金資産小計	992,708千円
評価性引当額	△351,785千円
<hr/>	
繰延税金資産合計	640,922千円

(2) 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	253,442千円
その他有価証券評価差額金	172,787千円
<hr/>	
繰延税金負債合計	426,229千円
<hr/>	
繰延税金資産純額	214,692千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産	135,784千円
固定資産	78,908千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
住民税均等割	6.88%
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.63%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.13%
評価性引当金額	2.54%
その他	0.81%
<hr/>	
差引	52.43%

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほかに洗車機、POS機器等は所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 借主側

- (1) 取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置	工具器具備品	合計
取得価額相当額	219,630千円	73,890千円	293,520千円
減価償却累計額相当額	107,851	34,401	142,252
減損損失累計額相当額	61,621	28,700	90,321
期末残高相当額	50,156	10,788	60,945

(注) 取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	49,208千円
1年超	56,158千円
合計	105,366千円

リース資産減損勘定の残高 44,023千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	68,021千円
リース資産減損勘定の取崩額	25,825千円
減価償却費相当額	42,424千円
減損損失	35,103千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 貸主側

未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	367千円
1年超	30千円
合計	397千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、営業債権の期末残高等に占める未経過リース料期末残高及び見積残存価額の割合が低いため、「受取利子込み法」により算定しております。

また、上記未経過リース料期末残高相当額は、転貸に係るものであり、借主側の未経過リース料期末残高相当額にほぼ同額が含まれております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権 等所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 の関係 会社	新日本石 油株式会 社	東京 都港 区	139,437,385	石油製 品の製 造及び 販売	直接 16.95	転籍 1名	石油製 品の仕 入	営業取引	53,463,405	買掛金	240,843
								商品の仕 入			
								SSの貸借	407,043	売掛金	20,901
								商品納入 代行	256,361		
								土地等の 賃貸	23,647		
営業取引以 外の取引	93,255	-	-								

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、債権債務の残高には消費税等を含めて記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ア. 商品の仕入及びSSの賃借料は、関連を有しない他の一般特約店と同様の条件により決定しております。なお、取引に対して担保を提供しております。
- イ. 商品納入代行料の決定は、基本条件にその年度の条件を勘案して、双方交渉により決定しております。
- ウ. 仕入割引は、関連を有しない他の一般特約店と同様の条件により決定しております。
- エ. 土地等の賃貸料は、近隣の相場を勘案して、決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額 2,216円33銭
- 2. 1株当たり当期純利益 37円19銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

日新商事株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	吉 村 孝 郎 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	佐々田 博 信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日新商事株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新商事株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

日新商事株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	吉 村 孝 郎 ㊞
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	佐々田 博 信 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日新商事株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 5月15日

日新商事株式会社 監査役会

常勤監査役 城 田 茂 雄 ㊟

監 査 役 三 田 福 太 郎 ㊟

社外監査役 池 上 悦 次 ㊟

社外監査役 五 反 文 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 当社の事業内容の現状に則し、また今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に定める事業内容の追加を行うほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は、株式振替制度に一斉移行されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券に関する規定及び実質株主並びに実質株主名簿の用語の削除等所要の変更を行うものであり、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款変更の決議をしたものとみなされております。

(3) 補欠監査役の選任に係る決議の有効期間について、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう、変更案第31条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）を新設するものであります。

(4) 上記変更に伴い、条数の調整を行うものであります。

2. 変更案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1) } (条文省略)</p> <p>(15) }</p> <p>(16) <u>管理医療機器等の販売</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(17) (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(15) }</p> <p>(16) <u>電解還元水整水器、カートリッジ及び電解還元水の販売</u></p> <p><u>(17) 自動車及び自動車用品の賃貸業</u></p> <p><u>(18) 食料品、飲料(清涼飲料水)、日用雑貨品及びその他生活用品の販売</u></p> <p><u>(19) 超高輝度マイクロプリズム反射素材の販売</u></p> <p><u>(20) 電気通信事業法による通信機器販売及び電気通信サービスの加入手続きに関する代理店業務</u></p> <p><u>(21) 電化製品及び環境対応商品等の販売</u></p> <p><u>(22) (現行どおり)</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程の定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } (条文省略)</p> <p>(3) }</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 } (条文省略)</p> <p>2 }</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条 } (条文省略)</p> <p>第31条 }</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(3) }</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 } (現行どおり)</p> <p>2 }</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条 } (現行どおり)</p> <p>第30条 }</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> <u>第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附 則)</u> <u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

現取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	阿部泰弘 (昭和20年10月18日生)	昭和44年4月 当社入社 平成9年6月 当社大阪支店長 平成11年6月 当社取締役経営企画室長 平成15年6月 当社常務取締役ニュービジネス本部長 平成17年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	12,000株
2	筒井博昭 (昭和31年8月21日生)	昭和57年5月 当社入社 平成3年6月 当社取締役販売一部長 平成10年6月 当社常務取締役開発部長 平成12年11月 当社代表取締役副社長 平成19年6月 当社代表取締役副社長管理本部長 (現在に至る)	205,500株
3	田名部陽介 (昭和21年10月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年6月 当社仙台支店長 平成15年6月 当社取締役SS統括部長 平成17年6月 当社常務取締役エネルギー本部長 (現在に至る)	4,600株
4	磯部史雄 (昭和23年4月30日生)	昭和46年4月 日本石油株式会社入社 (現 新日本石油株式会社) 平成14年6月 新日本石油ガス株式会社関東第2支店長(現 新日本石油株式会社) 平成16年6月 当社取締役新規事業部長 平成19年6月 当社取締役ニュービジネス本部長兼新規事業部長 (現在に至る)	4,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
5	折 本 邦 夫 (昭和22年6月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成10年10月 当社仙台支店長 平成17年6月 当社取締役販売部長 (現在に至る)	6,200株
6	本 間 一 郎 (昭和23年6月21日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年4月 当社経理部長 平成19年6月 当社取締役経理部長 (現在に至る)	3,700株
7	筒 井 重 伸 (昭和24年4月16日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 当社SS統括部長 (現在に至る)	7,000株

(注) 各候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

監査役三田福太郎、池上悦次の両氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役2名の選任及び法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	三浦満男 (昭和23年5月12日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年4月 当社山台支店長 平成18年6月 当社取締役東京支店長 (現在に至る)	8,400株
2	山口睦男 (昭和21年1月1日生)	昭和39年4月 熊本国税局入局 平成13年7月 横浜南税務署長 平成17年8月 山口睦男税理士事務所開業 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。
2. 監査役候補者山口睦男氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は下記のとおりであります。

①社外監査役候補者の選任理由について

山口睦男氏は、税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

②社外監査役が過去において会社経営に関与していない者である場合、当社が候補者として適任と判断した理由について

山口睦男氏は、税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を有しているため、当社の社外監査役として職務を適正に遂行できると判断しております。

③社外監査役候補者との責任限定契約について

山口睦男氏は、選任後、当社との間で会社法第427条1項の規定による、賠償責任限度額を法令の限度内とする責任限定契約を締結する予定であります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
3	亀山晴信 (昭和34年5月15日生)	平成4年4月 弁護士登録 岡村勲法律事務所(現 岡 村総合法律事務所)入所 平成9年4月 亀山晴信法律事務所(現 亀山総合法律事務所)開設 (現在に至る) 平成19年6月 株式会社小森コーポレー ション社外監査役 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 亀山晴信氏と当社との間では、法律顧問契約を締結しております。なお、亀山晴信氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者亀山晴信氏は、社外監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①補欠の社外監査役候補者の選任理由について
亀山晴信氏は、弁護士として長年培われた法律知識及び経営に関する高い見識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ②補欠の社外監査役候補者が過去において会社経営に関与していない者である場合、当社が候補者として適任と判断した理由について
亀山晴信氏は、弁護士として企業法務に精通し、専門的見地及び経営に関する高い見識を有しているため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
- ③補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
亀山晴信氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

以上

株主総会会場ご案内

- 会 場 東京都港区芝浦一丁目3番10号
チサンホテル浜松町 2階「ふじ」
☎ 03 (3452) 6511
- 交 通 東京モノレール浜松町駅 から徒歩7分
JR 浜松町駅 から徒歩7分
ゆりかもめ 日の出駅 から徒歩5分

